令和２年度第３回五島市農業委員会総会会議議事録（公表用）

開会日時	令和２年６月２６日　午後１時３０分							
閉会日時	令和２年６月２６日　午後３時０５分							
場所	福江総合福祉健康センター４F ホール							
農業委員出席委員（１５名） 欠員（1名）	１	南　忠明	２	出口　幸博	３	山﨑　早苗	４	平田　光昭
	５	荒木　富男	６	今里　誠一	７	中村　耕二	８	山本　実雄
	９	古里　善秀						
	１３	角田　隆章	１４	上村　孝幸	１５	岩田　弘孝	１６	尾崎　初雄
	１７	林　賢市			１９	山田　勝久		
欠席委員（３名）	１１	谷川　基晴	１２	奈留　敏弘	１８	寺坂　誠一		
推進委員出席委員（一名）								
欠席委員（一名）								
署名委員	６	今里　誠一	１６	尾崎　初雄				
事務局	事務局長：田脇栄二　次長兼農地係長：津渡俊和　主査：阿野舞子　事務職員：伊東瑞樹 会計年度任用職員：井川勝博							
	分室　富　江：伊賀紀子主幹　三井楽：大坪頼実主査　奈留：村木博信係長 岐　宿：月川美香主査　玉之浦：平田華子主事							

	議　　題	件　　名	結　　果
上程案件及び処理結果	議案第 15 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	可　　決
	議案第 16 号	農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 17 号	農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 18 号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について	可　　決
	議案第 19 号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）	可　　決
	議案第 20 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について	可　　決
	議案第 21 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可　　決
	議案第 22 号	五島市農業委員会規定の一部改正について	可　　決

＝午後 1 時 30 分　開会＝

□事務局長

　それでは、令和 2 年度第 3 回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして、総会出席者数等のご報告をさせていただきます。

　本日は、11 番谷川基晴委員、12 番奈留敏弘委員、18 番寺坂誠一委員より欠席の旨通知があっており、総会の出席委員は、欠員 1 名を除きますと 18 名中 15 名となります。

　よって、五島市農業委員会総会会議規則第 9 条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

　それでは、これからの総会の進行を山田会長にお願い致します。

○議長

　皆さん、こんにちは。出席委員は定足数に達しました。これより、令和 2 年度第 3 回五島市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

それでは、議案第 15 号　農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

1 ページをご覧ください。議案説明の前に農地法第 3 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。

耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。

権利移動に係る許可要件ですが、第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。以上です。

〇議長

それでは、議案第 15 号の 1 番と 2 番を審議いたします。なお、議案第 15 号の 1 番と 2 番については〇番〇〇〇〇委員より農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

－〇番〇〇〇〇委員：退席－

〇議長

事務局の説明を求めます。

□事務局

3 ページをご覧ください。

議案第 15 号

1 番と 2 番については、新規就農に係る事案ですので、一括して説明させていただきます。

1 番　土地の所在地：〇〇町〇〇〇〇番　畑、外畑 2 筆　合計 3 筆 4,960 ㎡

譲受人：　〇〇町〇〇〇〇7 番地 2　〇〇〇〇　農業兼自営業
譲渡人：　〇〇町〇〇〇〇番地 1　〇〇〇〇　無職
譲受理由：　譲渡人より譲り受けて農業経営を行う。
譲渡理由：　高齢により耕作できないので譲渡人へ譲り渡す。
契約内容：　売買　対価（3 筆合計）〇〇〇〇円

2 番　土地の所在地：〇〇町〇〇〇〇番　畑 1 筆　1,795 ㎡

借受人：　〇〇町〇〇〇〇番地 2　〇〇〇〇　農業兼自営業
貸出人：　〇〇町〇〇〇〇番地　〇〇〇〇　農業
借受理由：　父より借り受けて農業経営を行う。
貸出理由：　高齢により耕作できないので息子に耕作させる。
契約内容：　使用貸借

1 番、2 番とも 6 月 17 日、〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

〇議長

議案第 15 号の 1 番と 2 番について質疑を行います。質疑はございませんか。

－質疑応答：なし－

○議長
　では、採決いたします。議案第15号の1番と2番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
　　－賛成委員は挙手－

○議長
　出席委員の過半数に達しています。よって、議案第15号の1番及び2番は許可されました。○番○○○○委員の除斥を解き、出席を求めます。
　　－○番○○○○委員：出席－

○議長
　次に、議案第15号の3番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
　3ページをご覧ください。
　議案第15号
　3番　土地の所在地：○○町○○○○番1　畑1筆　2,777㎡
　　譲受人：　　○○町○○○○番地　○○○○　農業
　　譲渡人：　　○○町○○○○番地　○○○○　農業
　　譲受理由：　当該地を譲り受けて農業経営の規模拡大を図る。
　　譲渡理由：　体調不良により耕作できないので当該地を譲り渡す。
　　契約内容：　売買　　対価　○○○○円

　6月17日、○○地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長
　議案第15号の3番について質疑を行います。質疑はございませんか。
　　－質疑応答：なし－

○議長
　では、採決いたします。議案第15号の3番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
　　－賛成委員は挙手－

○議長
　出席委員の過半数に達しています。よって、議案第15号の3番は許可されました。

○議長
　次に、議案第15号の4番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
　3ページをご覧ください。
　議案第15号の4番については、新規就農に関する案件となっております。
　4番　土地の所在地：○○町○○○○番2　畑、外畑1筆、合計2筆　7,684㎡

譲受人：　　○○町○○○○番地　○○○○　農業
譲渡人：　　○○町○○○○番地　○○○○　農業
譲受理由：　父より譲り受けて農業経営を開始する。
譲渡理由：　息子に譲り渡して新規就農を支援する。
契約内容：　贈与

6月17日、○○地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長
議案第15号の4番について質疑を行います。質疑はございませんか。
－質疑応答：なし－

○議長
では、採決いたします。議案第15号の4番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
－賛成委員は挙手－

○議長
出席委員の過半数に達しています。よって、議案第15号の4番は許可されました。

○議長
次に、議案第15号の5番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
4ページをご覧ください。
議案第15号の5番についても、新規就農に係る案件です。
5番　土地の所在地：○○町○○○○番　田、外田2筆　合計3筆　6,418㎡
借受人：　　○○町○○○○番地2　○○○○　左官業兼農業
貸出人：　　○○町○○○○番地2　○○○○　無職
借受理由：　当該地を借り受けて農業経営を開始する。
貸出理由：　老人ホーム入所により耕作ができないので当該地を貸し付ける。
契約内容：　使用貸借

6月17日、山内地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長
議案第15号の5番について質疑を行います。質疑はございませんか。
－質疑応答：なし－

○議長
では、採決いたします。議案第15号の5番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
－賛成委員は挙手－

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、議案第 15 号の 5 番は許可されました。

〇議長

次に、議案第 16 号　農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見について、を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に農地法第 4 条・5 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明します。5 から 6 ページ及び 9 から 10 ページをご覧ください。

農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。

許可基準は、立地基準と一般基準のこの 2 つの基準を満たす場合に限り許可することができる。

立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第 1 種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。

市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合以外は許可できるとなっております。

また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第 3 種農地は原則として許可できる。

一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外について、です。

7 ページの議案第 16 号の 1 番をご説明いたします。

所　在：　〇〇町〇〇〇〇番 1　　畑　791 ㎡　第 2 種農地

申請人：　〇〇町〇〇〇〇番地 1　〇〇〇〇

転用目的：農家住宅用地

申請地は、〇〇〇〇から東へ約 510mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、盛土を最高 1mの土地造成を施工します。隣接土地とは、道路、農道及びブロック塀で分断され、土砂等の流失の恐れはないと思われます。近傍農地とは、十分な距離を設けまた、建物の高さを平屋建てとすることにより、日照・通風・耕作等に被害の恐れは無いと思われます。雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、道路側溝に放流する計画となっております。本案は、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

最後に、8 ページをご覧ください。議案第 16 号の 2 番をご説明いたします。

所　在：　〇〇町〇〇〇〇番 3　　畑　469 ㎡　第 2 種農地

申請人：　〇〇町〇〇〇〇番地 5　〇〇〇〇

転用目的：住宅用地

申請地は、〇〇〇〇から南東へ約 100mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。

申請地は、現状のまま利用し、隣接土地とは、既にコンクリート擁壁が設置されており

土砂等の流失の恐れはないと思われます。近傍農地とは十分な距離を設け、また、建物の高さを平屋建てとすることにより、日照・通風・耕作等に被害の恐れは無いと思われます。雨水排水は溜桝及び敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、道路側溝に放流する計画となっております。本案は、おおむね10ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。以上です。

○議長
　次に、議案第16号に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑はそれぞれ、地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第16号の1番に対する○○地区協議会会長の報告を求めます。

□○○地区協議会会長
　○○地区協議会の予備審議結果をご報告いたします。
　ただいま議題となりました、議案第16号の1番について、当協議会は去る6月17日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

　議案第16号の1番
　所　在：　○○町○○○○番1
　申請者：　○○○○
　転用目的：農家住宅用地

　本案の申請地は、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地で市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地である。周辺の農地等に影響は無く、農家住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められる。
　よって農地法第4条の農地転用許可基準により本案は、許可相当とすべきものと決しました。
　以上で○○地区協議会の報告を終わります。

○議長
　○○地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。
　　－質疑応答：なし－

○議長
　続きまして、議案第16号の2番に対する○○地区協議会会長代理の報告を求めます。

□○○地区協議会会長代理
　○○地区協議会の予備審議結果をご報告いたします。
　ただいま議題となりました、議案第16号の2番について、当協議会は去る6月17日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

　議案第16号の2番
　所　在：　○○町○○○○番3
　申請者：　○○○○
　転用目的：住宅用地

本案の申請地は、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地で市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められる。
よって農地法第4条の農地転用許可基準により本案は、許可相当とすべきものと決しました。
以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

〇議長
〇〇地区協議会会長代理の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。
－質疑応答：なし－

〇議長
質疑を終わり、採決は一括して行います。議案第16号の1番及び2番に対する地区協議会会長及び会長代理の報告は、許可相当であります。地区協議会会長及び会長代理の報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。
－「異議なし」という発言あり－

〇議長
ご異議なしと認めます。よって、議案第16号はすべて許可相当と決しました。

〇議長
次に、議案第17号　農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について、を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
11ページをご覧ください。議案第17号の1番をご説明いたします。
所　在：　〇〇町〇〇〇〇番4　畑　532㎡　第3種農地
譲受人：　〇〇町〇〇〇〇番地1　〇〇〇〇
譲渡人：　〇〇町〇〇〇〇番地　　〇〇〇〇
転用目的：車庫兼展示場用地
契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、〇〇〇〇円です。

申請地は、〇〇〇〇から東へ約380mに位置し、都市計画区域内の第1種住居地域の第3種農地となっております。次に配置図についてご説明いたします。
申請地は、現状のまま利用し、隣接土地とは、既にコンクリート擁壁が設置され、敷地全体をコンクリート舗装することにより土砂等の流失の恐れはないと思われます。近傍農地とは、十分な距離を設けまた、建物の高さを平屋建てとすることにより、日照・通風・耕作等に被害の恐れは無いと思われます。雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、道路側溝に放流する計画となっております。

次に、12ページをご覧ください。議案第17号の2番をご説明いたします。
所　在：　〇〇町〇〇〇〇番5　畑　532㎡　第3種農地
譲受人：　〇〇町〇〇〇〇番地　　〇〇〇〇
譲渡人：　〇〇町〇〇〇〇番地　　〇〇〇〇

転用目的：住宅、店舗用地
契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、○○○○円です。

申請地は、○○○○から東へ約380mに位置し、都市計画区域内の第1種住居地域の第3種農地となっております。次に配置図についてご説明いたします。
申請地は、現状のまま利用し、隣接土地とは、既にコンクリート擁壁が設置され、敷地全体をコンクリート舗装することにより土砂等の流失の恐れはないと思われます。近傍農地とは、十分な距離を設けまた、建物の高さを平屋建てとすることにより、日照・通風・耕作等に被害の恐れは無いと思われます。雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、道路側溝に放流する計画となっております。

次に、13ページをご覧ください。議案第17号の3番をご説明いたします。
所　在：　○○町○○○○番4　畑　436㎡　第3種農地
借　人：　○○町○○○○番地8　○○○○
貸　人：　○○町○○○○番地2　○○○○
転用目的：住宅用地
契約内容：親子による30年間の使用貸借による所有権設定です。

申請地は、○○○○から東へ約260mに位置し、都市計画区域内の第1種低層住居専用地域の第3種農地となっております。次に配置図についてご説明いたします。
申請地は、現状のまま利用し、隣接土地とは、既にコンクリート擁壁が設置され、土砂等の流失の恐れはないと思われます。近傍農地とは、十分な距離を設けまた、建物の高さを平屋建てとすることにより、日照・通風・耕作等に被害の恐れは無いと思われます。雨水排水は水路（既存側溝）に放流とし、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、道路側溝に放流する計画となっております。

最後に、14ページをご覧ください。議案第17号の4番をご説明いたします。
所　在：　○○町○○○○番　畑　198㎡（実測面積291.77㎡）　第3種農地
譲受人：　○○○○丁目○○○○番7号　株式会社○○○○　代表取締役　○○○○
譲渡人：　○○町○○○○番地1　○○○○
転用目的：分譲宅地、道路用地
契約内容：売買による所有権移転で土地取得費は、○○○○円です。

申請地は、○○○○から西へ約100mに位置し、都市計画区域内の第1種低層住居専用地域の第3種農地となっております。次に配置図についてご説明いたします。
申請地は、切土を最高1.83m最低0.29mの土地造成を施工します。隣接土地とは、コンクリート擁壁を設置することにより土砂等の流失の恐れはないと思われます。近傍農地とは、十分な距離を設けることにより、日照・通風・耕作等に被害の恐れは無いと思われます。また、隣接する○○町○○○○番1宅地の一部262.82㎡及び同町○○○○番6宅地18.81㎡を事業併用地として道路に使用し、宅地分譲として2区画計画しております。雨水排水は敷地内で自然流下とし、建物が建設された後、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、道路側溝に放流する計画となっております。以上です

○議長
次に、議案第17号に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑はそれぞれ、地区協

議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第17号の1番及び2番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長
〇〇地区協議会の予備審議結果をご報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第17号の1番及び2番について、当協議会は去る6月17日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第17号の1番
所　在：　〇〇町〇〇〇〇番4
申請者：　〇〇〇〇
転用目的：車庫、展示場用地

議案第17号の2番
所　在：　〇〇町〇〇〇〇番5
申請者：　〇〇〇〇
転用目的：住宅、店舗用地

議案第17号の1番及び2番の申請地は、都市計画区域内の第1種住居地域に用途設定された第3種農地であります。周辺の農地等に影響は無く、車庫、展示場用地及び住宅、店舗用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められる。
よって農地法第5条の農地転用許可基準により1番及び2番は、許可相当とすべきものと決しました。
以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

〇議長
〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。
ー質疑応答：なしー

〇議長
続きまして、議案第17号の3番及び4番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長
〇〇地区協議会の予備審議結果をご報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第17号の3番及び4番について、当協議会は去る6月17日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第17号の3番
所　在：　〇〇町〇〇〇〇番4
申請者：　〇〇〇〇
転用目的：住宅用地

議案第17号の4番
所　在：　〇〇町〇〇〇〇番
申請者：　株式会社〇〇〇〇　代表取締役　〇〇〇〇

転用目的：宅地分譲、道路用地

議案第17号の3番及び4番の申請地は、都市計画区域内の第1種低層住居専用地域に用途設定された第3種農地であります。周辺の農地等に影響は無く、住宅及び宅地分譲、道路用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められる。

よって農地法第5条の農地転用許可基準により3番及び4番は、許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

〇議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

－質疑応答：なし－

〇議長

質疑を終わり、採決は一括して行います。議案第17号の1番から4番に対する地区協議会会長の報告は、許可相当であります。地区協議会会長の報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

－「異議なし」という発言あり－

〇議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第17号の1番から4番まで、すべて許可相当と決しました。

〇議長

次に、議案第18号　農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

議案第18号については、1番1から1番4までと2番から20番までを分割して審議いたします。まず、はじめに1番1から1番4までを審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。15、16ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること』、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること』、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち1人以上の者が耕作の事業に常時従事すること』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。

17ページをご覧ください。本日、右上に「修正版」と書いた資料をお渡ししているのでそちらをご覧ください。本日ご審議いただく農用地利用集積計画につきましては、利用権

設定が田 61 筆、畑 78 筆、樹園地 4 筆の計 143 筆で、面積が 266,790 ㎡。所有権移転につきましては、田 4 筆、畑 9 筆の計 13 筆で、面積が 31,186 ㎡となっております。

18 ページをご覧ください。
1 番 1 から 1 番 4 につきましては、〇〇〇〇が農地を借受け、〇〇〇〇等を建設するものです。
1 番 1　利用権の設定を受ける者：〇〇〇〇　〇〇〇〇　〇〇〇〇
利用権を設定する者：　〇〇〇〇　外 2 名
こちらは共有持ち分の全員の同意によるものです。
利用権を設定する土地：　田 2 筆
1 番 2　〇〇〇〇　田 1 筆
1 番 3　〇〇〇〇　田 2 筆
以上、1 番 1 から 1 番 3 の面積合計は田 5 筆　3,417 ㎡
新規で、契約内容は使用借権となっております。
申請地には、牛舎 1 棟、堆肥舎 1 棟を建設する計画となっております。

続いて、付近状況図及び配置図についてご説明いたします。申請地は〇〇〇〇から南東へ約 150mに位置し、農業振興地域内の農用地区域内にある農業用施設用地であります。提出された被害防除計画書によりますと、雨水排水は溜桝を設置し、汚水処理は採光性牛舎を採用し、床にはオガコを大量に敷き詰め、年 2、3 回の入替を行う計画となっております。

19 ページをご覧ください。
1 番 4　〇〇〇〇　畑 1 筆　3,503 ㎡
新規で契約内容は使用借権となっております。
申請地には、牛舎 1 棟、堆肥舎 1 棟を建設する計画となっております。

続いて、付近状況図及び配置図についてご説明いたします。申請地は〇〇〇〇から北へ約 300mに位置し、農業振興地域内の農用地区域内にある農業用施設用地であります。提出された被害防除計画書によりますと、雨水排水は溜桝を設置し、汚水処理は採光性牛舎を採用し、床にはオガコを大量に敷き詰め、年 2、3 回の入替を行う計画となっております。

以上につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

〇議長
次に、議案第 18 号、1 番 1 から 1 番 4 に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑はそれぞれ、地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、利用権設定の 1 番 1 から 1 番 3 対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長
〇〇地区協議会の予備審議結果報告をいたします。
ただいま議題となりました、議案第 18 号　農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の 1 番 1 から 1 番 3 について、当協議会は去る 6 月 17 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第18号の1番1、1番2、1番3
所　在：1番1　○○町○○○○番1　外1筆
　　1番2　○○町○○○○番1
　　1番3　○○町○○○○番5　外1筆
利用権の設定を受ける者：○○○○　○○○○　○○○○
利用目的：農業用施設用地

本案について、申請地は、農業振興地域内の農用地区域内で農業上の用途が農業用施設用地と区分され、周辺の農地に影響は無く、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)①の各要件を満たしていると判断しました。
以上で○○地区協議会の報告を終わります。

○議長
○○地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。
－質疑応答：なし－

○議長
続きまして、利用権設定の1番4に対する○○地区協議会会長代理の報告を求めます。

□○○地区協議会会長代理
○○地区協議会の予備審議結果報告をいたします。
ただいま議題となりました、議案第18号　農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の1番4について、当協議会は去る6月17日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第18号の1番4
所　在：○○町○○○○番1
利用権の設定を受ける者：○○○○　○○○○　○○○○
利用目的：農業用施設用地

本案について、申請地は、農業振興地域内の農用地区域内で農業上の用途が農業用施設用地と区分され、周辺の農地に影響は無く、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)①の各要件を満たしていると判断しました。
以上で○○地区協議会の報告を終わります。

○議長
○○地区協議会会長代理の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。
－質疑応答：なし－

○議長
質疑を終わり、採決いたします。議案第18号の1番1から1番4に対する地区協議会会長及び会長代理の報告は、農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想第4の1の（1）の①の要件を満たしているとの報告であります。
よって、議案第18号の1番1から1番4は原案のとおり可決することにご異議ございま

せんか。

－「異議なし」という発言あり－

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第18号、1番1から1番4は、原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第18号、利用権設定の2番から17番7、所有権移転の18番から20番を審議します。事務局の説明を求めます。

□事務局

20ページをご覧ください。

2番　利用権の設定を受ける者：○○○○　担い手
利用権を設定する者：　○○○○
利用権を設定する土地：　畑3筆　3,807㎡
新規で、契約内容は使用貸借権となっております。

3番1　利用権の設定を受ける者：株式会社　○○○○
代表取締役　○○○○　認定農業者
利用権を設定する者：　○○○○
利用権を設定する土地：　畑1筆

3番2　○○○○　畑1筆
3番3　○○○○　畑1筆
3番4　○○○○　畑2筆
3番5　○○○○　畑1筆
3番6　○○○○　畑1筆
3番7　○○○○　外6名　畑1筆
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
3番8　○○○○　畑2筆
3番9　○○○○　畑2筆
3番10　○○○○　畑1筆
3番11　○○○○　畑2筆
3番12　○○○○　畑1筆
3番13　○○○○　外4名　畑2筆
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
以上、3番1から3番13の合計面積は畑18筆　38,965㎡
3番2、3番5が新規、その他が更新で、契約内容はすべて賃貸借権となっております。

4番　利用権の設定を受ける者：○○○○　担い手
利用権を設定する者：　○○○○
利用権を設定する土地：　田2筆、畑1筆　5,109㎡
更新で、契約内容は使用貸借権となっております。

5番1　利用権の設定を受ける者：○○○○　担い手
利用権を設定する者：　○○○○　外2名
こちらは共有持ち分の全員の同意によるものです。

利用権を設定する土地：　田１筆
5番2　○○○○　外１名　　田１筆
こちらは共有持ち分の全員の同意によるものです。
以上、5番1、5番2の面積合計は田2筆　871㎡
すべて新規で、契約内容は使用貸借権となっております。
6番1　利用権の設定を受ける者：○○○○　認定農業者
利用権を設定する者：　○○○○
利用権を設定する土地：　畑１筆
6番2　○○○○　畑１筆
6番3　○○○○　畑１筆
6番4　○○○○　畑１筆
以上、6番1から6番4の面積合計は畑4筆　9,952㎡
6番3が新規、その他が更新で、契約内容は6番4が賃貸借権、その他が使用貸借権となっております。
7番　利用権の設定を受ける者：有限会社　○○○○
代表取締役　○○○○　認定農業者
利用権を設定する者：　○○○○　外3名
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
利用権を設定する土地：　畑１筆　2,754㎡
更新で、契約内容は賃貸借権となっております。
8番　利用権の設定を受ける者：○○○○　担い手
利用権を設定する者：　○○○○　外4名
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
利用権を設定する土地：　畑2筆　3,160㎡
新規で、契約内容は使用貸借権となっております。
9番　利用権の設定を受ける者：○○○○　認定農業者
利用権を設定する者：　○○○○
利用権を設定する土地：　畑１筆　2,574㎡
新規で、契約内容は賃貸借権となっております。
10番　利用権の設定を受ける者：株式会社　○○○○
代表取締役　○○○○　認定農業者
利用権を設定する者：　○○○○　外2名
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
利用権を設定する土地：　畑2筆　4,331㎡
更新で、契約内容は賃貸借権となっております。
11番1　利用権の設定を受ける者：○○○○　認定農業者
利用権を設定する者：　○○○○　外4名
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
利用権を設定する土地：　田１筆
11番2　○○○○　田１筆
11番3　○○○○　外3名　　田3筆
こちらは共有持ち分の全員の同意によるものです。
11番4　○○○○　田2筆
11番5　○○○○　田3筆
11番6　○○○○　田１筆

11番7　○○○○　　田1筆
以上、11番1から11番7の面積合計は田12筆　18,444㎡
11番3が新規、その他が更新で、契約内容はすべて賃貸借権となっております。

24ページをご覧ください。ここで訂正があります。12番3をご覧ください。下から3つ目の「○○町○○○○番　畑　4,079㎡」ですが、賃料が○○○○円となっておりますが○○○○円に訂正をお願いします。それでは議案の説明に入ります。

12番1　利用権の設定を受ける者：農事組合法人　○○○○
代表理事　○○○○　認定農業者
利用権を設定する者：　○○○○
利用権を設定する土地：　畑1筆
12番2　○○○○　畑3筆
12番3　○○○○　畑10筆
12番4　○○○○　畑3筆
12番5　○○○○　畑1筆
12番6　○○○○　畑1筆
12番7　○○○○　畑1筆
12番8　○○○○　畑4筆
12番9　○○○○　畑1筆
12番10　○○○○　畑4筆
12番11　○○○○　畑1筆
12番12　○○○○　畑1筆
以上、12番1から12番12の面積合計は畑31筆　64,909㎡
12番3、12番9、12番12が更新、その他が新規で、契約内容は12番1、12番8が使用貸借権、その他が賃貸借権となっております。

13番1　利用権の設定を受ける者：株式会社　○○○○
代表取締役　○○○○　認定農業者
利用権を設定する者：　○○○○
利用権を設定する土地：　畑1筆
13番2　○○○○　畑2筆
13番3　○○○○　畑1筆
13番4　○○○○　畑1筆
13番5　○○○○　外1名　畑1筆
こちらは共有持ち分の全員の同意によるものです。
13番6　○○○○　畑1筆
13番7　○○○○　畑1筆
13番8　○○○○　畑1筆
13番9　○○○○　畑2筆
以上、13番1から13番9の面積合計は畑11筆　37,793㎡
13番8が更新、その他が新規で、契約内容は13番6が使用貸借権、その他が賃貸借権となっております。

14番　利用権の設定を受ける者：○○○○　担い手
利用権を設定する者：　○○○○
利用権を設定する土地：　田1筆　999㎡
新規で、契約内容は使用貸借権となっております。

15番　　利用権の設定を受ける者：○○○○　担い手
利用権を設定する者：　　○○○○
利用権を設定する土地：　田2筆　2,682㎡
新規で、契約内容は賃貸借権となっております。
16番　　利用権の設定を受ける者：○○○○　認定農業者
利用権を設定する者：　　○○○○
利用権を設定する土地：　田3筆　3,557㎡
新規で、契約内容は使用貸借権となっております。
17番1　利用権の設定を受ける者：有限会社　○○○○
代表取締役　○○○○　認定農業者
利用権を設定する者：　　○○○○　外1名
こちらは共有持ち分の全員の同意によるものです。
利用権を設定する土地：　田3筆
17番2　○○○○　　田2筆
17番3　○○○○　　田3筆
17番4　○○○○　　田9筆
17番5　○○○○　　田6筆
17番6　○○○○　外1名　　田4筆
こちらは共有持ち分の全員の同意によるものです。
17番7　○○○○　　田5筆
以上、17番1から17番7の面積合計は田32筆　47,981㎡
17番5が新規、その他が更新で、契約内容はすべて賃貸借権となっております。

30ページをご覧ください。続きまして、所有権移転を説明します。
18番　　所有権の移転を受ける者：○○○○　認定農業者
所有権を移転する者：　　○○○○
所有権を移転する土地：　畑9筆　17,525㎡
契約内容は贈与となっております。
19番　　所有権の移転を受ける者：○○○○　認定農業者
所有権を移転する者：　　○○○○
所有権を移転する土地：　田1筆　5,316㎡
契約内容は売買で、対価は○○○○円となっております。
20番　　所有権の移転を受ける者：○○○○　認定農業者
所有権を移転する者：　　○○○○
所有権を移転する土地：　田3筆　8,345㎡
契約内容は売買で、対価は3筆合計○○○○円となっております。

以上、2番から20番につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長
質疑を行います。質疑はございませんか。

○○○委員

○○○○さんは亡くなっていなかったかね。○○○○の登録は変えなくてよかったのか。

□事務局
こちらの方には何も通知等は来ていないので、変更があるかどうか確認したいと思います。

○○○委員
「変更したら許可出しますよ」とするのか、保留にするのかどちらかでしょう。

○議長
今回、新規もあるのでこのまま通すわけにもいかないのではないか。

○○○委員
その前に実際に変えているかどうかを確認した方がいいんじゃないか。もしかしたら変えている可能性もある。法人謄本か何か出しましたか。

□事務局
○○○○が申請書を作って提出しているんですけど、この名前で来ているのでおそらく変えていないと思います。

○○○委員
ただ農業委員会に届けていないだけで、法務局の方は変えている可能性があるんですよ。

○事務局富江分室
○○○○さんが亡くなったお父さんです。○○○○さんは息子さんです。

○○○委員
すみません。そしたら問題ないです。

○議長
他にありませんか。質疑を終わり、採決いたします。議案第 18 号、利用権設定の 2 番から 17 番 7、所有権移転の 18 番から 20 番は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－「異議なし」という発言あり－

○議長
ご異議なしと認めます。よって、議案第 18 号、利用権設定の 2 番外 62 件、所有権移転の 18 番外 2 件は、すべて原案のとおり可決されました。

○議長
次に、議案第 19 号　農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

31ページをご覧ください。

1番1　利用権の設定を受ける者：公益財団法人　長崎県農業振興公社
　　○○○○　○○○○
　　利用権を設定する者：　○○○○
　　利用権を設定する土地：　畑1筆
1番2　○○○○　樹園地4筆
1番3　○○○○　田2筆
1番4　○○○○　畑2筆
　　以上、1番1から1番4の面積合計は田2筆、畑3筆、樹園地4筆 11,982㎡すべて新規で、契約内容は1番3が使用貸借権、その他が賃貸借権となっております。1番各号につきましては中間管理事業によるものです。

以上、1番1から1番4につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長
質疑を行います。質疑はございませんか。
－質疑応答：なし－

○議長
質疑を終わり、採決いたします。議案第19号、利用権設定の1番1から1番4は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
－「異議なし」という発言あり－

○議長
ご異議なしと認めます。よって、議案第19号の利用権設定については、すべて原案のとおり可決されました。

○議長
次に、議案第20号　農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく農地利用配分計画（案）に対する意見について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
それでは、農用地利用配分計画について要約してご説明いたします。32ページをご覧ください。
農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。
また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。
さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとするとなっております。
今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第19号1番各号の利用権設

定に係る配分計画であります。

議案についてご説明いたします。33ページをご覧ください。
1番　利用権の設定を受ける者：○○○○　認定農業者
利用権を設定する土地：　畑1筆　1,391㎡
契約内容は、賃貸借権となっております。
2番　利用権の設定を受ける者：農事組合法人　○○○○
組合長　○○○○　認定農業者
利用権を設定する土地：　樹園地4筆　5,103㎡
契約内容は、賃貸借権となっております。
3番　利用権の設定を受ける者：○○○○　担い手
利用権を設定する土地：　田2筆　1,407㎡
契約内容は、使用貸借権となっております。
4番　利用権の設定を受ける者：株式会社　○○○○
代表取締役　○○○○　認定農業者
利用権を設定する土地：　畑2筆　4,081㎡
契約内容は、賃貸借権となっております。

以上、1番から4番の配分計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

○議長
質疑を行います。質疑はございませんか。
－質疑応答：なし－

○議長
質疑を終わり、採決いたします。議案第20号　農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく農地利用配分計画（案）については、適当であるとの意見であります。原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。
－「異議なし」という発言あり－

○議長
ご異議なしと認めます。よって、議案第20号　農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく農地利用配分計画（案）に対する意見については、すべて適当であるとの意見に決しました。

○議長
次に、議案第21号　農地利用状況調査に係る非農地の判断について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局
議案第21号　農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。34ページをご覧ください。
農業委員会は、毎年1回農地法第30条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第32条に定める意向調査を実施することとなっております。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用につい

て　第 4 (3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行なっております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。35、36 ページをご覧ください。

今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。

今回、非農地と判断されたものは、田 4 筆、畑 10 筆、合計面積は 7,549 ㎡となっております。4 月からの累計は、田 5 筆、畑 19 筆で合計面積は 16,854 ㎡となっております。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

－質疑応答：なし－

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 21 号　農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－「異議なし」という発言あり－

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 21 号　農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第 22 号　五島市農業委員会規程の一部改正について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

説明を行う前に一部修正をお願いいたします。38 ページをお開きください。一番下の行、「縦 99 ミリメートル」を「縦 105 ミリメートル」に、「横 90 ミリメートル」を「横 99 ミリメートル」に変更をお願いします。

それでは、議案第 22 号についてご説明申し上げます。37 ページをお開きください。議案第 22 号については、五島市農業委員会規程に規定されている様式の変更および文言の修正となっています。変更後の様式等につきましては、38 ページと 39 ページに記載されている通りとなります。

提案の理由といたしましては、39 ページに記載していますとおり、現行の規定にある様式の寸法では、規定通りのイメージに作成することができないため、規定を見直すことにいたしました。

では、変更内容についてご説明申し上げます。40 ページをお開きください。第 3 条についてですが、「又は」というところの句点の位置を変更しております。これは、他の条例や規則等で統一された表記となっており、統一されていないものについて、規則等が改正された際に、統一した表記に変更することになっていますので、今回提案しております。

次に、様式第 1 号についてですが、41 ページ記載のとおり、イメージ図では、縦長の様式になっておりますが、寸法が横長となっていますので、縦長の寸法となるよう、変更を提案しております。また、用紙の大きさについて、改正前は、以前市役所でよく使われていた B5 版の用紙を 6 等分にした大きさに設定していましたが、改正では現在市役所でよく

使われているA4版の用紙を6等分にした大きさに設定しております。
　次に、様式第2号についてですが、41ページ記載のとおり、イメージ図では横長の様式となっておりますが、寸法が縦長となっており、イメージ通りの証明書を作成することができませんでした。また、様式第2号の身分証を改正するにあたりましては、他の市町村につきましても、参考にさせていただき、これまで2種類あった身分証を1種類にすることを提案いたしました。また、大きさについては、身分証明書を発行する際に、ラミネート加工がしやすい大きさに設定しております。以上が、変更の内容となります。
　なお、施行日につきましては、次期の農業委員の任期とあわせて令和2年8月1日とさせていただきたいと思っております。
　ご審議のほどよろしくお願いします。

〇議長
　これまで身分証が2枚だったのを1枚にします。投票用紙も寸法を変えるということです。

□事務局
　投票用紙は縦長にします。イメージはもともと縦長だったんですけど、寸法を見たら横長になっていたので、イメージに合わせて縦長に変更させて頂くということです。

〇議長
　次の改選後にこのような形にもっていくということなのでよろしくお願いします。では質疑を行います。質疑はございませんか。
　　－質疑応答：なし－

〇議長
　質疑を終わり、採決いたします。議案第22号　五島市農業委員会規程の一部改正については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
　　－「異議なし」という発言あり－

〇議長
　ご異議なしと認めます。よって、議案第22号　五島市農業委員会規程の一部改正については、原案のとおり可決されました。

〇議長
　議題は以上で終了いたしました。次に報告・協議事項に入ります。事務局より報告願います。

□事務局　会議等報告・予定他について
1. 会議等報告・予定について
2. 令和2年度農業委員会重点活動について
3. その他

〇議長
　以上で本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和2年度第3回五島市農業委員会総会を閉会いたします。どうも、お疲れ様でした。

＝午後　3時　05分　閉会＝